

基本施策3-2 子どもの周囲の有害環境対策

関係団体やP T A、地域住民などと相互連携し、関係業界などに対し、自主的な環境整備について協力を求め、地域全体で子どもの周囲の有害環境対策の推進を目指します。

関係団体などとの相互連携

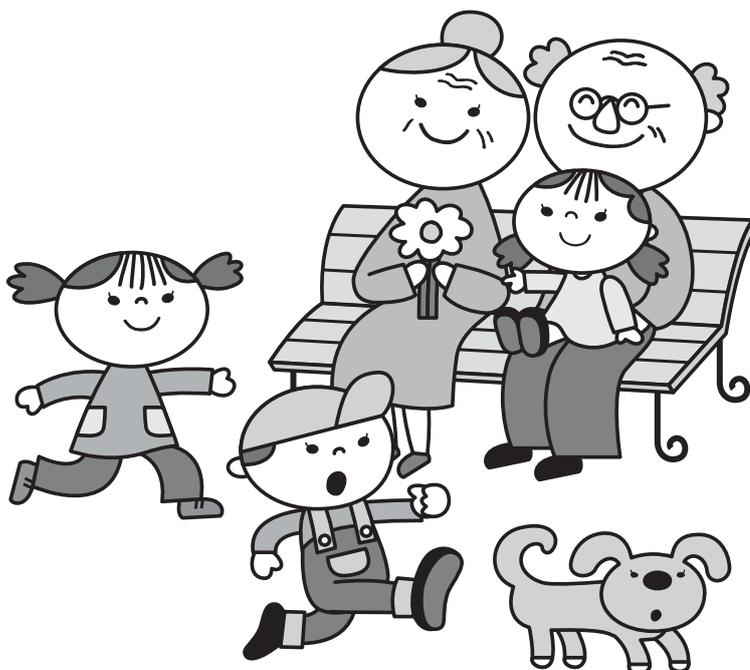
3-2-(1)

関係機関・団体やP T A、ボランティアなどの地域住民と相互連携し、有害な商品の未成年者への販売規制などを関係業界へ要請していきます。

▶ 推進例としては…

① 関係団体などとの協力、連携

江別市青少年のための市民会議などの関係団体や関係業界と連携調整を図りながら有害環境の除去に努めます。



基本施策 3-3 子どもを見守る仕組みづくり

各団体との情報交換などによる情報の共有や地域の見まわり活動を推進し、地域全体で子どもを見守る環境づくりを目指します。

子育てに関する知識と情報の共有

3-3-(1)

地域が子どもを見守る仕組みをつくり、維持するため、現代の子どもの意識など、子育てに関する知識や情報の共有化、啓発を進めます。

そのために、各種会議やパンフレットなどを活用したり、防犯ステーションや子ども110番の家、防犯協会などの各団体の情報交換や連携強化を図り、市民と行政との子育てに関する知識・情報（各種相談の場や子育てボランティア、子育てサークルなどの子育て支援情報など）の共有化に努めます。

▶ 推進例としては…

① 家庭教育力の向上を支援

子どもには遊びの楽しさや集団活動の体験を、親には子育てに関する知識や交流の場の提供を図るなど、各種研究会、講習会などを実施して、家庭教育力の向上を支援します。

地域の見まわり活動の推進

3-3-(2)

子どもたちの非行を防止するためには、地域の大人たちが子どもたちに挨拶や声かけを積極的に行うことが有効であることから、地域の大人と子どもとの信頼関係を築くためにも、挨拶や声かけ活動を推進します。

また、例えばペットの犬の散歩に合わせて地域パトロールを行うなど、地域全体での見まわり活動の推進に努めます。

▶ 推進例としては…

① 子どもを見守る地域ふれあい事業の推進

子どもの安全を守る地域活動、地域の教育力を活かした交流活動、子どもの体験学習活動、そして地域のボランティア活動など地域ぐるみで子どもを育てるさまざまな環境づくりを図ります。

② パトロールなどの地域の自主活動の支援

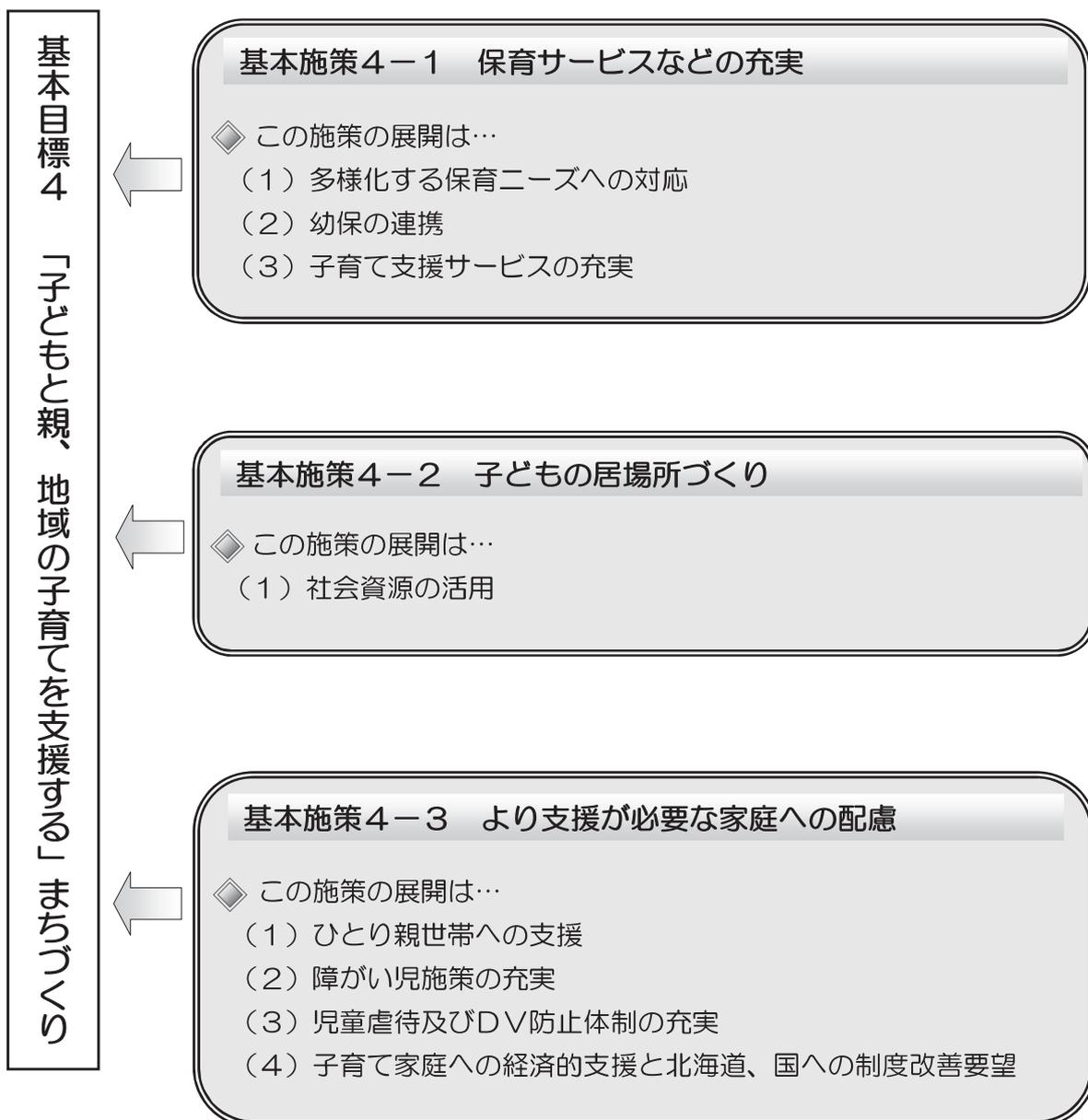
夜間パトロールや防犯の啓発文書の配布など、防犯関係団体や自治会などの自主活動に対する支援を図ります。

基本目標4 「子どもと親、地域の子育てを支援する」まちづくり

子育ての3つの主役である“子ども”、“親”、“地域”を支援するために、多様な子育てニーズに対し、地域の社会資源を活用して保育サービスなどの充実を図ります。また、児童館や公民館、学校の余裕教室などの活用、障がい児を持つ家庭への支援、さらには子育て家庭への経済的支援などにより、子育てしやすい仕組みづくりに努めます。

● **目標達成のための基本施策とその展開**

「子どもと親、地域の子育てを支援する」まちをつくるために、多様な保育ニーズへの対応、様々な世帯への子育て支援サービスの充実を図り、すべての子育て世帯が子育てを楽しめる環境を形成するため、以下の基本施策を定めます。



基本施策 4-1 保育サービスなどの充実

近年、保育園などの利用が増加し、親の就労状況の変化などに伴い保育サービスも多様な内容の提供が求められています。このような中で、子育てに関しては、公民の役割分担を図りながら、待機児童の解消や保育などに係る体制の整備及び保育サービスに係る情報並びに相談体制の提供を目指します。

多様化する保育ニーズへの対応

4-1-(1)

近年、経済状況の悪化などによる就業環境の不安定さから経済的事情による女性就業の増加に伴い保育需要が増加、多様化し、待機児童が発生しています。

国においては、この間待機児童の解消を図るため、保育定員の弾力化、分園方式などを導入し、江別市においても定員増を含め推進しておりますが、待機児童の解消にはいたっておらず、今後とも民間活力の導入を含め定員増を推進していきます。

また、一時預かり実施園の拡充、障がい児保育の充実、病児・病後児保育の実施などの特別保育についての需要も多く、施設設備の整備や手法について引続き検討します。

さらに、就学前の保育だけでなく、就学時の学童保育（放課後児童会・児童クラブ）の環境整備も進めていき、子どもの成長に応じた保育制度の充実を図ります。

▶ 推進例としては…

① 各種保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化により、延長保育、一時預かり事業、休日保育、障がい児保育などを充実させるとともに、放課後児童会・児童クラブの充実も図り、子どもの成長に合わせて就学前から就学期にかけて切れ目のない保育サービスの拡充に努めます。

幼保の連携

4-1-(2)

最近の幼稚園、保育園の利用状況は、就学前人口数の減から幼稚園への入園者数は減少している一方で、保育園の入園者は共働き世帯の増加などにより増加しています。

このような状況の中、幼稚園でも未就園児保育、早朝・放課後の預かり保育、そして夏休み・冬休みなどの長期預かり保育をほとんどの園が実施しています。

保育園と幼稚園は、設置目的や法律的背景の違いから別事業として扱われてきましたが、「認定こども園」など教育と保育を一体的に提供する施設が制度化されました。

幼稚園の入園児童の増加や保育園の待機児童解消を図る上で、「認定こども園」は有効な手段の一つであることから、現在認可幼稚園と認可保育園との連携タイプである幼保連携型認定こども園の導入を進めています。

今後とも幼児教育と保育の総合的な提供を図る「幼保一体化」の取組みについての検証を進めます。

▶ 推進例としては…

① 幼保連携の充実

幼児教育、幼保小連携などにかかる協議会、懇談会などを開催し、よりよい教育を
実践するための様々な情報交換を行います。

② 認定こども園の実施

適切な規模の子どもの集団を保ち、子どもの育ちの場を確保するとともに、既存
の幼稚園の施設を活用することで待機児童の解消や子育て支援を目指し、幼稚園と
保育園の機能を統合した「認定こども園」の体制整備の支援を実施します。

● 子育て支援サービスの充実

4-1-(3)

少子化や核家族化の進行、また地域における人間関係の希薄化により、育児に対する孤
立感や不安感を抱く親が増加しており、家庭と地域が一体となって社会全体で子育てを支
援していくことが求められています。

現在市内には、在宅育児をサポートする子育て相談や親子による遊びの場の提供などを
目的とした「すくすく」「もりのこ」「ゆうあい」の3つの子育て支援センターや、子育て
に係わる地域ボランティアの人々による「さなえ」「みはらし」「あさひ」「おおあさ」の
4つの子育てサロンがあります。今後ともこれら機能の拡充、拡大に努めます。

また、子育ての援助を提供したい方と援助を依頼したい方の間の援助活動(ファミリー
サポート制度)の会員拡大や実施団体への事業支援などについて今後とも推進していきま
す。

▶ 推進例としては…

① 子育て支援サービスの普及啓発

子育て支援のホームページや子育て情報誌など、情報を共有するための手段を有
効に活用し、子育て支援サービスの普及啓発に努めます。また、こんにちは赤ちゃん
事業により、生後4か月までの新生児のいる家庭を全戸訪問する際に、子育て支
援に関する情報提供を行います。

② 子育て支援サービスの充実

子どものちょっとした預かりや保育園などへの送迎などに対応したファミリーサ
ポート事業や、小さい頃から絵本に慣れ親しんでもらうために、出生とともに絵本
をお渡しする親と子の絵本事業など、子育て支援のためのサービスの拡充に努めま
す。

基本施策 4-2 子どもの居場所づくり

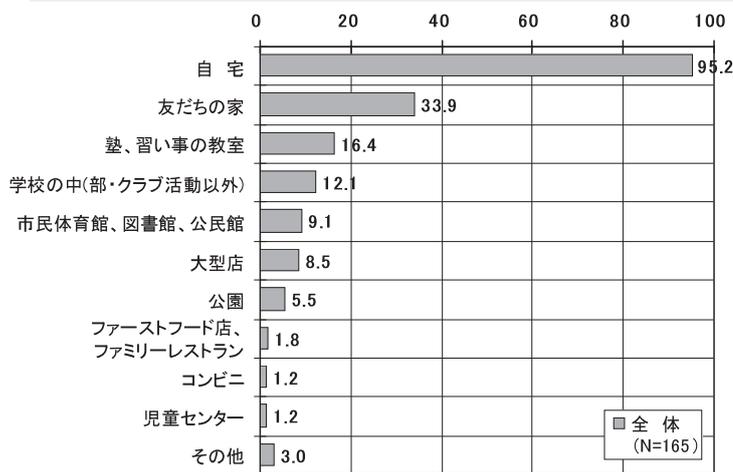
既存の社会資源を最大限活用しながら、各種イベントなどの実施を支援し、子どもの居場所づくりや親と子のふれあいの機会の創出を目指します。

● 社会資源の活用 4-2-(1)

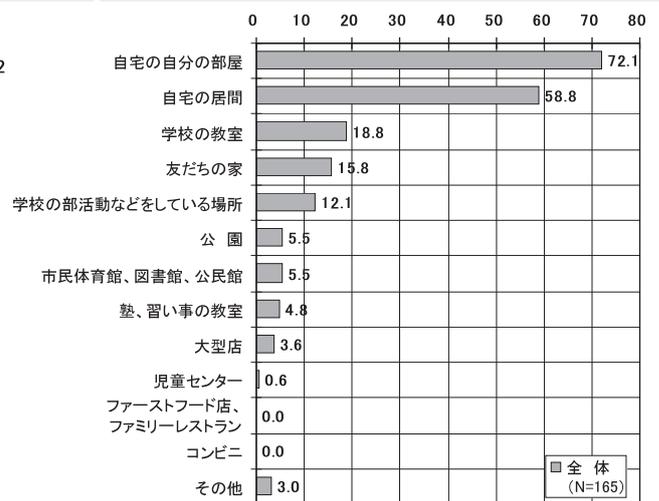
近年、共働きの家庭が増える中で、放課後や休日に、子どもだけで家にいる場合もみられ、子どもの居場所づくりへの配慮が求められています。また、地域で子育て家庭が孤立化しないように、子どもだけでなく親子と一緒に活動できる場、あるいは他の親子と子育てに関する情報交換や相談などが定期的にできる場の確保も求められています。

厳しい財政状況の中、児童館や公民館、学校の余裕教室など、既存の社会資源を最大限活用して、子どもの居場所づくりと子育てに係わる各種活動の機会を図ります。

放課後を主にどこで過ごしていますか（複数回答 単位：％）



居心地のよい場所は（複数回答 単位：％）



【資料】平成 21 年度中高生アンケート

▶ 推進例としては…

① 既存施設を活用した子育て活動の推進

児童館の整備や地域交流機能の充実、地域で開催される社会教育関係のイベント開催、異世代との交流を通じた様々な体験活動などを行うために、既存施設を最大限に活用した活動を推進します。

基本施策4-3 より支援が必要な家庭への配慮

ひとり親世帯や障がい児をもつ世帯及び児童や乳幼児への支援を行い、すべての子育て家庭が子育てしやすい環境を整備するとともに、児童虐待やDV防止体制の充実を目指します。

ひとり親世帯への支援

4-3-(1)

ひとり親世帯は、母子家庭では経済的状況において、また父子家庭では日常生活において、育児が困難な状況が多く見られ、そのための就業支援や日常生活支援が求められています。

今後もひとり親世帯に向けた、日常生活支援や相談体制の充実を図ります。

▶ 推進例としては…

① ひとり親世帯への支援

ひとり親世帯の自立支援や日常生活の支援を行い、安心して子育てできる環境を整備するとともに、ひとり親家庭などの父母に係る入院、子どもに係る入院及び外来に係る負担分の助成に努めます。また、母子家庭の母が一定の国家資格を取得する際に、生活費を一部補助するなど、母子家庭の自立促進を図ります。

障がい児施策の充実

4-3-(2)

国連の児童権利宣言や子どもの権利に関する条約にもあるとおり、子どもは心身ともに健全に育つ権利を保障されるべきものであり、ノーマライゼーション（※注）の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが、当たり前安心して生活できる地域社会を形成することが、社会全体に広く理解されています。

障がい児の自立と社会参加に向けては、各人に応じたきめの細かい支援体制が求められており、また、乳児期、就学前、学齢期、青年期、そして成年期というライフステージに応じた一貫した養育支援が必要とされています。一方で、子ども本人への支援はもちろんのこと、障がい児をもつ両親の精神的・身体的負担は多大なものがあり、両親に対する精神的・身体的なケア、すなわち一時的な休息の支援も重要となっています。

障がいの早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断などの実施、家庭児童相談事業、障がい児保育や障がい児などの通園のための児童デイサービス事業を始めとする各種支援体制などの充実を図ります。

《用語解説》※注 ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある方などを含むすべての人が、住み慣れた地域で通常の生活を営み、活動できる社会づくりのことです。

▶ 推進例としては…

① 療育指導などの充実

早期の療育システムの整備と発達相談などを通して、保護者の不安を解消したり、子どもの発達上の遅れや障がいを早期に発見し、適切な療育の場を提供できるよう努めます。また、「障がい者支援・えべつ 21 プラン」に基づき、障がい児に対する施策の効果的、効率的な推進に努めます。

● 児童虐待及びDV防止体制の充実

4-3-(3)

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えます。近年、我が子への虐待やDVの問題が、社会的な問題として顕在化しており、①「虐待の発生予防」から②「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの③「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な体制の充実に努めます。

①「虐待の発生予防」

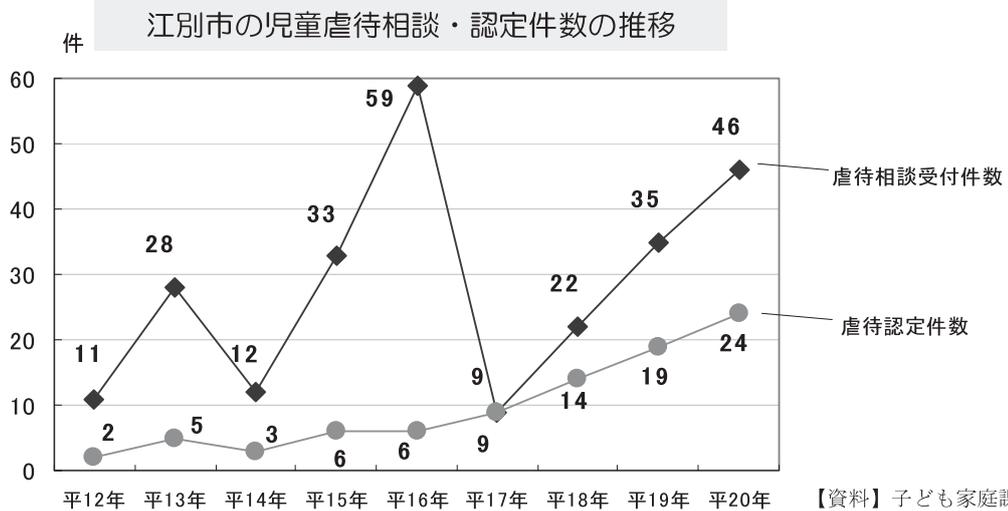
生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭の全戸訪問などで子育て中の親と交流

②「早期発見・早期対応」

子どもを守る地域ネットワークなどで家族の養育機能の再生・強化

③「保護・自立支援」

専門相談員、里親委託推進などにより保護・自立支援



▶ 推進例としては…

① 児童虐待及びDV防止体制の充実

児童虐待及び配偶者などからの暴力（DV）の防止に関し、市、関係機関、関係団体などが共通の認識と理解を持ち、緊密な連携体制を構築し、児童虐待及びDV防止連絡協議会を設置し、啓発及び研修会を行い、防止体制の充実に努めます。

● 子育て家庭への経済的支援と北海道、国への制度改善要望 4-3-(4)

地域経済の低迷が続く中、子育て家庭の経済状況は非常に厳しいことから、子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。

江別市では、各種手当の支給や乳幼児医療費の助成などを行っていますが、北海道や国に対し、今後とも子育て費用負担を軽減するための社会保障制度の充実について要望していきます。

▶ 推進例としては…

① 経済的負担の軽減

乳幼児医療費の助成など各種助成制度については、総合的かつ効率的な視点に立ってそのあり方を検討し、経済的な負担の軽減に努めます。

② 北海道や国への要望

北海道や国の施策や予算に関する提案や要望などを行う様々な機会を活用し、北海道や国の事業などに対する制度改善などの要望を行い、社会全体で子育てを支援する環境の整備を目指します。

コラム

オレンジリボン・キャンペーンについて

オレンジリボンには、子どもの虐待の現状を広く国民に知らせ、虐待を受けた子どもたちが幸福になれるように、という気持ちが込められています。この児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」を通じて、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、民間団体、地方公共団体、国が連携し、一体となったキャンペーンを展開することより、社会全体として子ども虐待を防止する機運を高めることとしています。

オレンジリボン憲章

- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します
- ④ 私たちは、地域の連帯を拡げます



☆オレンジリボン・キャンペーンを通じて訴えかけたいこと

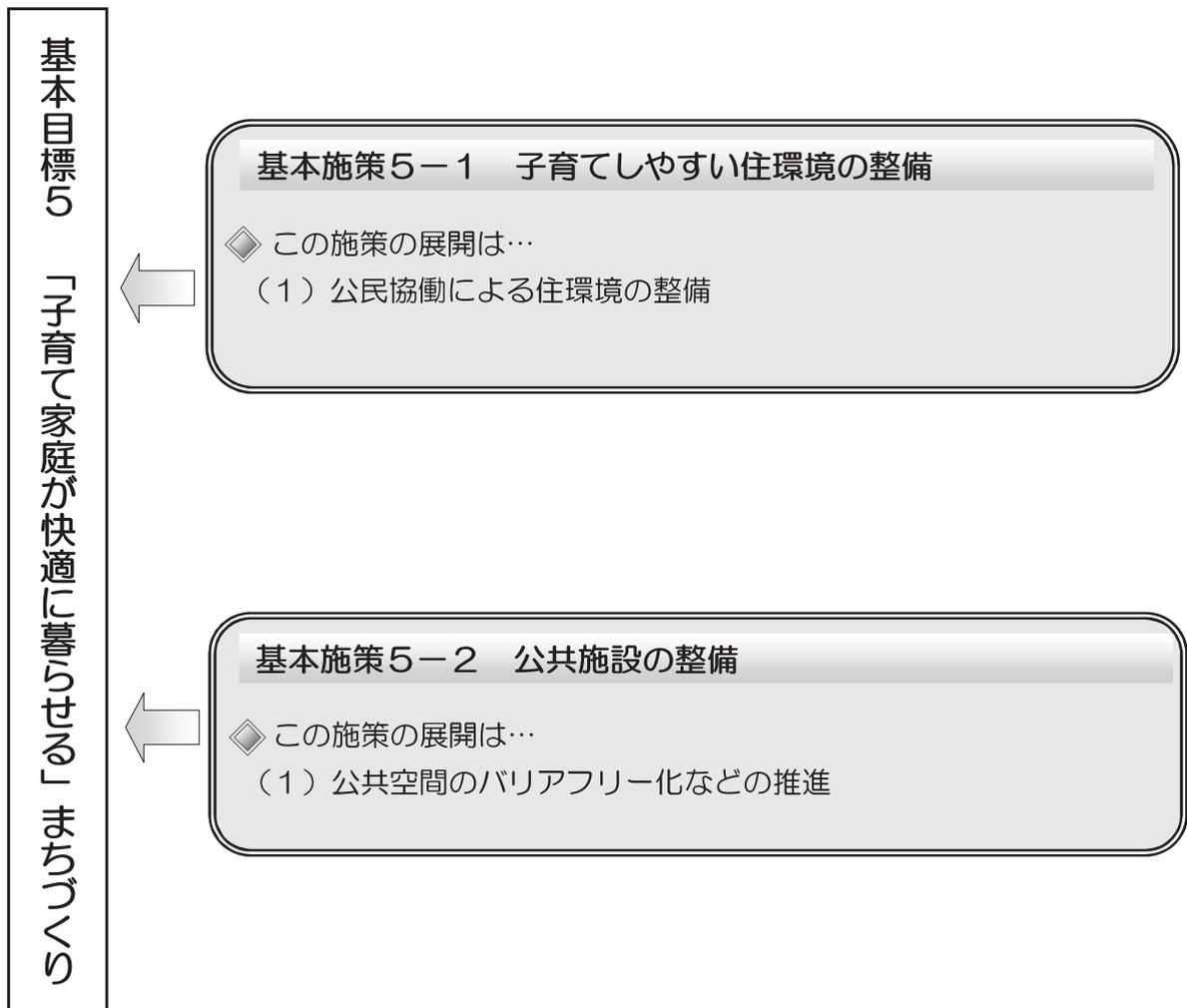
- まずは身近な自分の子育てを振り返ってみてほしい
- もし、子育てに悩んでいる人がいたら、ひとりで抱え込まずに相談してほしい
- もし、虐待で苦しんでいる子どもたちがいたら、がまんしないで打ち明けてほしい
- 自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったときは、躊躇（ちゅうちょ）なく通報してほしい
- 虐待を受けた子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わってほしい
(寄付でも、ボランティアでも)
- もし、可能なら、虐待を受けた子どもたちのための親代わり（里親）になってみてほしい

基本目標 5 「子育て家庭が快適に暮らせる」まちづくり

子育て家庭が快適に暮らせるように、良好な住環境の整備を図るとともに、公共空間のバリアフリー化など、子育てしやすいまちづくりに努めます。

● **目標達成のための基本施策とその展開**

「子育て家庭が快適に暮らせる」まちをつくるために、誰もが子育てしやすい住環境などの整備を図るとともに、安全で快適な生活環境を形成することとし、以下の基本施策を定めます。



基本施策5-1 子育てしやすい住環境の整備

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保することが必要であることから、公民が協働して子どもの養育及び成長に適した住宅を確保できるように、子育て家庭が安心して快適に暮らせる生活環境の整備を目指します。

● 公民協働による住環境の整備

5-1-(1)

子育て家庭は親の年齢が若く、家計に占める子育ての経済的負担が大きくなり、住宅費を十分にかけられない世帯もあり、家族構成やライフスタイルに見合った住宅に住んでいるとはいえない家庭もみられます。

子どもが小さい場合は、住宅は日常生活の中心であり、各家庭の家族構成やライフスタイル、ライフステージに応じた多様な住宅の選択が可能となる住宅供給を図るとともに、低所得の世帯に対しては、家族向け公営住宅の確保を図ります。

また、自宅周辺に子どもたちが安心して遊べるオープンスペースが少なくなっていることから、子どもが安心して遊べる公園を確保するなど、子どもを取り巻く住環境の整備に努めます。

▶ 推進例としては…

① 市営住宅の環境改善

市営住宅の建替えや整備などを計画的に行うことにより、子育て世帯の入居者が安全に安心して暮らせる市営住宅の供給に努めます。

② 公園の整備

市民と協働して公園を適正に管理するとともに、子どもの意見を取り入れるなど、市民参加により公園を改修整備します。

③ 積雪期の住環境の整備

自治会が行う排雪に対して、重機を無料で貸し出したり、一般通行に供されている私道に対して一定額を補助するなど、冬期間における住環境の整備を図ります。

基本施策5-2 公共施設の整備

地域で子どもの居場所となる公共施設は、建築年が古く、老朽化などによる整備が必要となってきました。また、駅や公共施設や歩道などのバリアフリー化を進めるなど、人にやさしいまちづくりを目指します。

公共空間のバリアフリー化などの推進

5-2-(1)

妊産婦や乳幼児を連れた親など、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物の段差の解消など、バリアフリー化の推進を図ります。

また、子どもを連れて、安心して外出できるように、子育てしやすい公共空間の整備を進め、温かみのあるまちづくりに努めます。

▶ 推進例としては…

① 公共空間のバリアフリー化などの推進

駅や駅周辺、歩道などの交通バリアフリー化の促進や公共施設のバリアフリー化の促進を図ります。

② 公共施設の改修など

教育環境の改善、建物の耐久性などの確保を図り、子どもが安心・快適に活動できるよう公共施設の整備を行います。

★ 子育て支援センターすくすくの活動 ★

